

事業名		子ども・子育て支援施設整備交付金	22
根拠法令等		児童福祉法、子ども・子育て支援法	
制度の概要	目的	放課後児童クラブの整備の促進を図ることにより、児童の福祉の増進に資することを目的とする。	
	補助対象	市町村、社会福祉法人等	
	内 容	放課後児童クラブの施設整備に対する補助。	
	補 助 率	国 1 / 3、県 1 / 3、市町村 1 / 3 （社会福祉法人等は、国、県、市で 2/9 ずつ、社会福祉法人等 1/3） 待機児童解消の場合 国 2 / 3、県 1 / 6、市町村 1 / 6 （社会福祉法人等は、国 1/2、県と市で 1/8 ずつ、社会福祉法人等 1/4）	
担当課 及 連 絡		こども・子育て支援課 子育て支援係 0 2 7 - 2 2 6 - 2 6 2 2	
実 績		平成 2 7 年度	放課後児童クラブ 5 か所
		平成 2 8 年度	放課後児童クラブ 9 か所
		平成 2 9 年度	放課後児童クラブ 8 か所
		平成 3 0 年度	放課後児童クラブ 1 2 か所
		令和 元年度	放課後児童クラブ 1 3 か所
		令和 2 年度	放課後児童クラブ 1 0 か所
		令和 3 年度	放課後児童クラブ 1 3 か所
		令和 4 年度	放課後児童クラブ 1 か所
		令和 5 年度	放課後児童クラブ 5 か所
		令和 6 年度	放課後児童クラブ 2 か所

事業名		子ども・子育て支援交付金（放課後子ども環境整備事業）	23		
根拠法令等		児童福祉法、子ども・子育て支援法			
制度の概要	目的	小学校内の余裕教室等を活用するなどの方法により、放課後児童クラブの設置促進を図る。			
	補助対象	市町村			
	内 容	小学校内等において教材等の保管場所として使用されている余裕教室等の改修、倉庫設置等のために必要な費用に対する補助。			
	補 助 率	国 1 / 3、県 1 / 3、市町村 1 / 3			
担当課 及び 連絡先		こども・子育て支援課 子育て支援係 0 2 7 - 2 2 6 - 2 6 2 2			
実 績		平成 2 6 年度	3 か所	平成 2 7 年度	4 か所
		平成 2 8 年度	1 4 か所	平成 2 9 年度	0 か所
		平成 3 0 年度	6 か所	令和 元年度	6 か所
		令和 2 年度	8 か所	令和 3 年度	7 か所
		令和 4 年度	4 か所	令和 5 年度	7 か所

事業名		一億総活躍社会の実現のためのいのちと生活を守る安心の確保（単独事業）	24
根拠法令等		地方債同意等基準運用要綱	
制度の概要	目的	少子高齢化対策、地域の足の確保、集落の再編対策など、地域住民のいのちと生活を守り安心を確保するために必要な基盤整備を支援する。	
	事業実施	市町村	
	事業内容	1 リハビリテーション施設、看護師等養成所（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条で定めるものを除く。）等の地域の少子高齢化社会を支える保健福祉施設の整備 2 地域住民が公共施設・医療機関・ターミナル等へ移動するための車両の導入 3 集落移転事業、定住促進団地整備事業及び季節居住団地整備事業に伴って必要となる生活環境施設の整備	
	充当率	90% ※後年度、元利償還金の30%相当額を普通交付税の基準財政需要額に算入	
担当課及び連絡先		市町村課 地方債・公営企業係 TEL：027-226-2224	
実績		平成21年度 前橋市、太田市（少子・高齢化対策事業） 平成25年度 館林市 平成26年度 館林市、下仁田町 平成28年度 館林市、長野原町 令和4年度 館林市、富岡市 令和5年度 前橋市	

事業名		こども・子育て支援事業（単独事業）	25
根拠法令等		地方債同意等基準運用要綱	
制度の概要	目的	こども基本法に基づく市町村こども計画により行われるこども・子育てを支援するための施設の整備を支援する	
	実施主体	市町村（社会福祉法人、学校法人等の公共的団体が実施する事業を含む）	
	事業内容	1 公共施設又は公用施設におけるこども・子育て支援機能強化のための改修事業（子育て相談室、あそびの広場、科学・自然・音楽・調理等の体験コーナー、子育て親子の交流の場等（以下「子育て相談室等」という。）の設置） 2 こども・子育て支援機能強化のための公共施設の新築、増築又は改築事業（子育て相談室等の設置） 3 子育て関連施設（保育所等の児童福祉施設、障害児施設、認定こども園、幼稚園等）における環境改善事業（空調、防犯対策設備、防災対策設備、調理場、手洗い場、スプリンクラー、遊具、園庭、駐車場等の設置、バリアフリー化、トイレの洋式化等） 4 認定こども園（公立の幼稚園型、保育所型及び地方裁量型並びに私立の地方裁量型）の保育所機能又は幼稚園機能に係る施設等の整備	
	充当率	90% ※後年度、元利償還金の50%（機能強化を伴う改修）又は30%（新築・増築）相当額を普通交付税の基準財政需要額に算入	
担当課及び連絡先		市町村課 地方債・公営企業係 TEL：027-226-2224	
実績		令和6年度 安中市	